

確認を!!



建築士免許の、

※カード型免許証明書の他に、紙・免状型(平成20年11月27日以前まで発行)の免許証もあります。

— 建築士免許の提示は法令で定められています —

○ 建築士免許証等の提示の義務化 (建築士法第19条の2)

建築士は、委託者(これから委託しようとする者も含む)から求めがあった際、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示することが義務づけられています。

○ 重要事項の説明等 (建築士法第24条の7第2項)

管理建築士等は、建築主と契約前に重要事項の説明をするときは、当該建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければなりません。

○ 書面による契約締結の義務 (新設 第22条の3の3)

延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約について、書面による契約締結が義務づけられています。

日本建築士会連合会では、 カード型免許証明書への書換えを推奨しています

詳しくは
WEBで検索!

日本建築士会連合会

検索

<http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/index.html>



国土交通省



中央指定登録機関
(公社)日本建築士会連合会